#### 九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

### カントにおける人格概念

石橋, 孝明

https://doi.org/10.15017/1397658

出版情報:哲学論文集. 18, pp. 109-115, 1982-09-20. 九州大学哲学会

バージョン: 権利関係:

### 研究ノート

## カントにおける人格概念

# 石橋孝

明

格は「理性人格」(Vernunftperson)であって、これは既に実質しかしながら、そこでは人格概念に即して人格の個性がどのように捉え、そしてその人格概念に即して人格の個性がどのように語に捉え、そしてその人格概念に即して人格の個性がどのように語に捉え、そしてその人格概念に即して人格の個性がどのように語に捉え、そしてその人格概念に即して人格の個性がどのように語いる。大人をといって、就中、意志の自律の原理を中心に考察した。則と人格とについての思索である。我々は先の論文で、カントの則と人格とについての思索である。我々は先の論文で、カントの則と人格とについての思索である。我々は先の論文で、カントの則と人格とについての思索である。我々は先の論文で、カントの

カントの倫理思想において、最も重要であるのは、その道徳法

Xである。このように、理性人格は理性活動の論理的主体として格存在は実践的なものとしての合法則的な理性活動の何らか或るの本質に属するものとしての理性活動が示されるのではなく、人

すべての具体的な人格に一様に帰属するのであるから、「個性的

等のものによってはじめて、また彼が我がものとしている身体殊な(外的および内的)体験内容、即ち彼が考え意志し感じる等別され得ない」。しかし、とのととは「あらゆる有限な人格は個体別され得ない」。しかし、とのととは「あらゆる有限な人格は個体別され得ない」。しかし、とのととは「あらゆる有限な人格は個体別をがられている。しての人格は形容矛盾となる。つ

いう本質連関」に矛盾する。このようにシェーラーは批判する。(その空間充実等々)によってはじめてそうなのではない―――

とを前提している。つまり、人格の本質がまず示されて、次にそに従う作用活動のそのつどの論理的主体に他ならない」というこ的な想定、即ち「人格は根本において理性的な即ち理念的な法則

であろうが。このようなシェーラーの批判を念頭におきながら、の特殊な(外的および内的)体験内容」或いは「身体」によってろうか。そして、仮に、人格の個性が認められるとすれば、「彼の論理的主体であって、個性的人格であることを排除するのであでは、カントの人格概念は、シェーラーの言うように理性活動

徴づけるため、人格と名づけられる」(Gr., S. 51)と。それ故、即ち単に手段として使用されてはならない或るものとして……特の本性がそれを既に目的自体 (Zweck an sich selbst)として、か、トは人格について次のように語る。「理性的存在者は、そ我々はカントの人格概念についての考察を進めていこう。

のではなく、自分自身並びに他の理性的存在者に向けられたあらあれこれの意志にとっての任意な使用の手段としてのみ存在する「人間及び一般にすべての理性的存在者は目的自体として存在し、

体であるのは、その本性によってである。従って、その本性とはいのである。しかるに、カントによれば、理性的存在者が目的自いのである。しかるに、カントによれば、理性的存在者が目的自体であるが故に、人格と呼ばれ、のように、理性的存在者は目的自体であるが故に、人格と呼ばれ、のように、理性的存在者は目的自体であるが故に、人格と呼ばれ、のように、理性的存在者は目的として見做されねばならない」ゆる行為において、常に同時に目的として見做されねばならない」のではなく、自分自身並びに他の理性的存在者に向けられたあらのではなく、自分自身並びに他の理性的存在者に向けられたあら

何かが問われねばならない。

カントは次のように言う。「目的自体としてのすべての理性的

ものにも制約されず自分自身に普遍的法則を与えながら、その法

存在者は、一切の法則に関して、……自らを同時に普遍的に立法存在者は、一切の法則に関して、……自らを同時に普遍的立法へのこの適合性がまさに彼を目的自体として特徴づけるからである」(Gr., S. 62)。「人間は、そして彼と共にすべてるからである」(Gr., S. 62)。「人間は、そして彼と共にすべてるからである」(Gr., S. 62)。「人間は、そして彼と共にすべてるからである」(K. d. p. V., S. 102)と、(moralisches Gesetz)の主体である」(K. d. p. V., S. 102)と、(moralisches Gesetz)の主体である。(M. p. V., S. 102)と、(M. p. V., S

「物件」(Sache) と見做される理性的存在者の本性、即ち「感性性的存在者の本性である。そして、この自由の自律が理性的存在者を目的自体として特徴づけるとであるから、「普遍的に立法する意志 (der allgemein gesetzebende Wille)」 (Gr., S. 54, Vgl., K. d. p. V., S. 37) が理度的存在者の本性である。そして、この本性は自然法則に従うをであるから、「普遍的に立法する意志 (der allgemein gesetzebende Wille)」 (Gr., S. 54, Vgl., K. d. p. V., S. 37) が理度的存在者の本性である。そして、この本性は自然法則に従う物件」(Sache)と見做される理性的存在者の本性、即ち「感性」

gebende Wille)」(Gr., S. 54, Vgl., K. d. p. V., S. 37)が理 「物件」(Sache)と見做される理性的存在者の本性、即ち「感性 「物件」(Sache)と見做される理性的存在者の本性、即ち「感性 方在者の本性、即ち「超感性的本性」(Persönliche Natur)と を人格として特徴づけている「人格性」(Persönlichkeit)と呼ぶ。 を人格として特徴づけている「人格性」(Persönlichkeit)と呼ぶ。 を人格として、カントは、理性的存在者が目的自体として人格と名 こうして、カントは、理性的存在者が目的自体として人格と名 とうして、カントは、理性的存在者が目的自体として人格と名 とうして、カントは、理性的存在者が目的自体として人格と名 とうして、カントは、理性的存在者が目的自体として人格と名 とうして、カントは、理性的存在者が目的自体として人格と名 とうして、カントは、理性的存在者が目的自体として人格と名 とうして、カントは、理性的存在者が目的自体として人格と名 とうして、カントは、理性的存在者が目的自体として人格と名 同時に普遍的立法の原理として妥当し得るように行為せよ」(K. にのみ行為せよ」(Gr., S. 57) 、或いは「汝の意志の格率が常に て自分自身を同時に普遍的に立法するものとして見做し得るよう

p. V., S. 36) と表現される。すると、「普遍的に立法する意

て行為することを意志し得る理性的な存在者であると言える。 格とは、格率が普遍的法則となることを意志し、その法則に従 を人格として特徴づけているのであるから、カントにおいて、人 志」によってこのような法則の主体であることが、理性的存在者

的法則に従う存在者の能力」(K. d. p. V., S. 101) であると言う。 則に従う意志のことである。そこで、カントは人格性を定義して、 ところで、我々は感性的に触発される有限な理性的存在者である。 「独特な、つまり自己自身の理性によって与えられた純粋な実践

の満足が欠如 (bedürftig) しており、従ってそれを欲求する (be-つまり、有限な理性的存在者の有限性とは、その全存在について dürfen) ことを示すのであるから、「感覚的に」 (pathologisch)

に基づいて対象を欲求するのである。そして、そのような対象を を感覚し、その感覚に基づいて対象を欲求する、即ち「欲求能力 の感覚への依存 (Gr., S. 33Anm.) である 「傾向性」 (Neigung)

触発される我々有限な理性的存在者が、感性によって対象の表象

欲求する意志の主観的原理が「格率」(Maxime) であるから、我 **こで、純粋な実践的法則(道徳法則)は、「意志がその格率によっ** 我有限な理性的存在者は格率を通してのみ行為を意欲し得る。そ

> 即ち理念的な法則に従う作用活動のそのつどの論理的主体」とし カントの道徳法則が要求していることは、「目的定立において矛 て捉えられており、そして、この時の理性的な法則の一つである

を意志するという「普遍的に立法する意志」をその核心とする。

動の論理的主体であるのではなく、格率が普遍的法則となること

カントの人格概念は、シェーラーの言うように理性活

それ故、

つまり、シェーラーにおいては、カントの人格概念が「理性的な

従って「カントの道徳法則は根本において意欲の領域にとっての 同一律と矛盾律にすぎない」と語られる。それ故、シェーラーに 盾をさけること」であるか「意欲の一貫性を守ること」であり、

惟作用をする主体ではない。カントの人格は、思惟作用、論理の のレベルにあるのである。レベルにあるのではなく、 の考察が示すように、カントの人格概念はこのような論理的な思 「普遍的に立法する意志」という意志

であることにおいては何ら個人的差異はない。目的自体に関して 語られるのであろうか。理性的存在者はその人格性故に目的自体 では、このような人格概念に即して、人格の個性はどのように

えている。……他のすべての理性的存在者もまた、私に妥当する のと同一の理性根拠に従って、彼の存在をこのようなものとして は、「人間は自分自身の存在を必然的にこのようなものとして考 論理的主体として捉えられているのである。しかしながら、我々

おいては、カントの人格概念が同一律と矛盾律に従う理性活動の

考えている」(Gr., S. 51f.) のである。従って、理性的存在者 **言える。それ故、との意味では、シェーラーの言うように「人間** (人格) は、その人格性に注目すれば、普遍的で無差別であると 得る格率に基づく行為の具体化は多様性を含み得る。そこで、「人 才能の開発は多様性を含み得る。それ故、この普遍的法則となり し得る。しかるに、格率の「実質」(Materie)(目的) とされる

語れず、個性的人格を排除してしまうのであろうか。我々はそう すると、人格がこのように普遍的であるとすれば、人格の個性は

は人格であることのみではいかなる点においても区別され得ない」。

由の自律によって道徳法則の主体であるからであった。そして、 ではないと主張したい。それ故、我々は次にそのことを示そう。 有限な理性的存在者が人格として特徴づけられるのは、その自

**との道徳法則は、「汝の意志の格率が普遍的法則となり得るよう** 

則となり得ることを命令しているのであって、その格率に基づく に行為せよ」と表現される。それ故、道徳法則は格率が普遍的法

与えるのではなくて、……ただ行為の格率に対して法則を与える」 行為の多様性を認め得る。即ち、「倫理学は、行為に対して法則を って、我々は道徳法則によって制約された格率に基づく具体的な 個々の具体的な行為に関しては何も命令していないのである。従

我は才能(自然的素質 (Naturanlage)) を開発する格率が普遍的 る……というしるしである」(M. d. S., S. 229f.) 。例えば、我 が自由な執意 (Wilkür) に対して遵奉の余地(Spielraum) を委ね 命令し得て、行為そのものを命令し得ないとすれば、これは法則

(M. d. S., S. 229) のであるから、「法則が行為の格率のみを

法則となることを意志し、その法則に従って行為することを意志

て、理性的存在者は、それぞれ目的を措定し、それを実現するこ

は修養(自己の悟性能力の、即ち知識或いは技能における拡張或 いは修正)においてどれほど進むべきかを、いかなる理性原理も

己の才能をそのために開拓すべき仕事の種類の選択を任意的にす 明確に想定しない、また、人々が入り得る境遇の差異は、彼が自 在するのではなく、単に行為の格率に対する法則が存在する」 る。――それ故、ここでは行為に対するいかなる理性の法則も存 (M. d. S., S. 233) と言われる。こうして、才能を開発せよとい

その人格の人格らしさを実現し得る。従って、カントにおける人 それ故、各々の人格は道徳法則の制約のもとに人格の個性、即ち ることにおいて、それぞれそのあるところのものになると言える。 存在者は、義務であるが故に自己の自然的素質(才能)を開発す

そのもの」として目的自体であり、それ故人格と呼ばれる。従っ のように言える。理性的存在者は、一すべての可能な目的の主体 格概念は、人格の個性を排除しない。 性的存在者の多様なあり方が認められる。すると、各々の個性的 このことを、目的概念(格率の実質)に即して考察すれば、次

者にとって多様な行為を許すのであるから、この義務に基づく理 う「義務」 (Pflicht) は、この義務を遂行する各々の理性的存在

に個体妥当的な目的を措定しそれを実現することによって、 率のもつ実質である。それ故、各々の人格は、法則の制約のもと づいて措定されたものではなく、格率が法則となり得るような格 とによって人格たり得る。そして、ここでの目的は、 傾向性に基

的人格たり得ると言える。 我々は、人格の個性を才能を開発せよという義務に即して考察 個性

この行為の格率(義務)に基づく行為の具体化は各々の人格に委 ても言える。道徳法則は行為の格率のみを命令するのであるから、 存せよ、うそをつくな、他者の幸福を促進せよという義務に即し

したのであるが、このことはまた、他の諸義務、自己の生命を保

にとって生命の保存の仕方は多様であり得る。その仕方は、 義務との関連で、例えば才能の開発の義務等との関連で語られる ねられる。自己の生命を保存せよという義務の場合、各々の人格 他の

のであるが、どのように自己の生命を保存するかは、各々の人格

に委ねられる。また、うそをつくなという義務の場合も、

この義

ある。それ故、これらの場合においても、 ように他者の幸福を促進するかは、各々の人格に委ねられるので れる。さらに、他者の幸福を促進せよという義務の場合も、 務に反しない限りで真実を語る自由の余地が各々の人格に委ねら 各々の人格は義務に基 どの

普遍的であるのであるが、この普遍性は、人格の多様性を排除せ こうして、カントの人格概念は、その人格性に注目する限り、

づいてその人格の人格らしさを実現し得ると言える。

しながら、人格概念の普遍性は、このような概念のピラミッドに 遍的であればあるほど多様性を排除し、空虚なものとなる。 それが普

ず、

人格概念を空虚なものにしない。一般に、

概念は、

おいて考えられるそれのように捉えられてはならない。

えることではなくて、人格を物件とするだけである。つまり、カ れているのではない。このように考えることは、人格の個性を捉 が、人格の特殊な偶然的な体験内容、或いは身体によって認めら ントに即して考察すれば、特殊な偶然的な体験内容或いは身体は また、シェーラーの言うように、カントにおいて、人格の個性

自然の事物についても語られることであり、人格の個性について 件として区別する。しかしながら、このような区別は、すべての それら体験内容、身体は有限な理性的存在者を自然法則に従う物 有限な理性的存在者の感性的本性を示すものであって、その限り

個々の具体的な行為をするということにおいて、個性的な人格の において、従って、普遍性へと開かれた格率(義務)に基づいて 捉え、各々の人格がその格率を普遍的法則となし得るということ は何も明らかにしない。カントは、人格を道徳法則の主体として

可能性をみていたと言える。

の理解を深めてくれるであろう。それ故、次に「目的の国」につ ての考察は、カントが『基礎づけ』で語る「目的の国」について 我々のこのようなカントの人格概念、 並びに人格の個性につい

いて考察しておこう。

性に従って目的を規定する」(Gr., S. 56) 。そこで、「さまざまな て普遍的法則を立法する。そして、「法則はその普遍的な妥当 すべての理性的存在者は、その「普遍的に立法する意志」によ

理性的存在者の共通の法則による体系的結合」 (ibid.) が国と呼

ち 「目的の国」 (Reich der Zweck) が導かれる。そして、ここ ざまな理性的存在者の共通の法則による諸目的の体系的結合、即 ばれるのであるから、「普遍的に立法する意志」に基づいて、さま

zwecke)ではなく、「目的自体としての理性的存在者と各人が自 分自身に措定してよい独自の目的 (eigene Zwecke) 」(Gr., S. での諸目的は、理性的存在者の個人的差異や私的目的(Privat-57) である。理性的存在者が目的自体として目的と見做されるの

は、目的を措定する主体として、即ち「すべての可能な目的の主

その表象が私に充分な作用を及ぼすべきなら、またそれだけ私の 理性的存在者(普遍的に立法する意志)に制約された目的 做されねばならないからである。そして、「各人が自分自身に措定 体そのもの」として、あらゆる行為において常に同時に目的と見 してよい独自の目的」は私的目的と区別され、目的自体としての と考えられる。そして、その限り、「目的自体である主体の目的は、 (実質)

目的であり得る」 (Gr., S. 53) のである。すると、カントは、

「目的の国」において独自の目的をもったさまざまな理性的存在

者について語るのであるから、人格の個性を認めたうえで、

その

てはじめて、真の個性が語られるのである。

である。否、むしろ、人格性によって切開かれた人格概念によっ

が示すように、カントの人格概念は、

ようなさまざまな理性的存在者が各自の独自の目的を実現する国

である。 独自の目的は、また私の目的でもあり得ると語られていることに を「目的の国」と考えているのである。そして、他の人格のもつ に認められつつ、共通の法則による体系的結合が語られているの おいて、「目的の国」では、独自の目的をもつ個性的人格が相互

する意志」によって道徳法則の主体であるが故に人格として特徴 こうして、カントにおいて、理性的存在者は、「普遍的に立法

とにおいて個性的人格であり得ると言える。従って、カントの人 このような格率 (義務) に基づいてその独自の目的を実現するこ 各々の人格に自由な余地が残されている。そこで、各々の人格は て制約された格率に基づいて、具体的に行為することにおいては、 令し、行為そのものを命令するのではない。従って、法則によっ しかし、その立法する意志による道徳法則は行為の格率のみを命 ば、すべての理性的存在者は人格として普遍的で無差別である。 づけられる。それ故、その「普遍的に立法する意志」に注目すれ

何に基づいて人格であるかということを問題にし、人格の個性に 格概念は、人格の個性を排除しないと言える。カントは、人格が ついては表立って問題にしていない。しかしながら、我々の検討 人格の個性を排除しない

は、前者が分析的であるのに対し、後者が総合的である。

観的実在性に達し、演繹を必要としない。それ故、

しながら、道徳法則の主体としての人格概念に関しては、両者

注

とも異ならない。

- (1) (2) 律」」(九州大学哲学会「哲学論文集」第十七輯)参照 拙論 「カントにおける「道徳性の最高原理としての意志の自
- materiale Wertethik, Ges. W. Bd. 2, FRANCKE VERLAG,

M. Scheler: Der Formalismus in der Ethik und die

- (3) 和辻哲郎:『和辻哲郎全集』第九巻「人格と人類性」三八六― 三八七頁参照 Vgl., M. Scheler, 同掲書。 S. 372, 504
- (5)hische Bibliothek Band 41. 以下、Gr. と略記 I. Kant: Grundlegung zur Metaphysik der Sitten, Philosop
- 以下、K. d. p. V. と略記。尚、『基礎づけ』は、善意志の概念 を含む義務概念を分析し、そこから道徳法則を導き出す。 I. Kant: Kritik der praktischen Vernunft, P. B. B. 従っ 88
- が「理性の事実」であると語ることにおいて、一挙に法則の客 必要とする。それに対し、『実践理性批判』は、道徳法則の意識 て、道徳法則の客観的実在性を確証するために超越論的演繹を

- (6) Vgl., K. d. p. V., S. 51.
- (7) Vgl., Gr., S. 54, 56
- (8) (9)これらの命法は、普遍的立法が語られていることにおいて同 Vgl., K. d. p. V., S. 28
- 的存在者であるが故に、 Vgl., M. Scheler, 同掲書。S. 101, 101Anm 命令となる。

一である。尚、法則は、我々が感性的に触発される有限な理性

(10)

- (11) 「普遍的に立法する意志」については拙論(同)参照
- (12)B. 42.以下、M. d. S. と略記。尚、 Vgl., Gr., S. 42. I. Kant: Metaphysik der Sitten, P. B. 『道徳形而上学』「徳論の
- 形而上学的基礎」は、『基礎づけ』、『実践理性批判』でなされた ている。従って、個々の義務の考察については、この著作が豊 義務の原理についての考察に基づいて、個々の義務の分析をし
- Vgl., M. d. S., S. 234, 235, 300 「義務は法則に対する尊敬に基づく行為の必然性である」

(13)

富な内容を与えてくれる。

(14)

(15) Vgl., M. d. S., S. 235.

論述の仕方